

平成 27 年 7 月 31 日

各位

会 社 名 株式会社エムビーエス 代表者名 代表取締役社長 山本 貴士

(Q-Board コード : 1401)

問合せ先 取締役管理部長 栗山 征樹 電話番号 0836-37-6585

定款一部変更並びに監査役の選任に関するお知らせ

当社は、平成27年7月31日開催の取締役会において、定款一部変更並びに監査役の選任について、平成27年8月28日開催予定の第18期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 定款一部変更の件

- 1. 提案の理由
 - (1) 当社株式の流動性の向上及び将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能とするために、現行定款第6条(発行可能株式総数)について、発行可能株式総数を現行の2,098,000株から増加し、2,478,000株に変更するものであります。
 - (2)「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、定款の一部変更を行うものであります。

なお、現行定款第29条第2項の削除及び変更案第30条の新設につきましては、 監査役全員の同意を得ております。

(3) 条文新設に伴い条数を変更いたします。

2. 日程

取締役会決議 平成27年7月31日 株主総会開催日 平成27年8月28日 効力発生日 平成27年8月28日

3. 変更の内容 変更の内容は、次のとおりであります。 現行定款

第1条~第5条(条文省略)

第2章 株式

第6条(発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、<u>2,098,000</u> 株とする。

第7条~第18条(条文省略)

第4章 取締役および取締役会 第19条〜第28条(条文省略) 第29条(取締役の責任免除) (条文省略)

② 当会社は、会社法第427条第1項の規定に より、社外取締役との間に、任務を怠った ことによる損害賠償責任を限定する契約 を締結することができる。ただし、当該契 約に基づく責任の限度額は、200万円以上 であらかじめ定めた金額または法令が想 定する額のいずれか高い額とする。

(新設)

第5章 監査役および監査役会 第30条~第37条(条文省略) 第1条~第5条(条文省略)

第2章 株式

変更案

第6条(発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、<u>2,478,000</u> 株とする。

第7条~第18条(現行どおり)

第4章 取締役および取締役会 第19条~第28条(現行どおり) 第29条(取締役の責任免除) (現行どおり)

(条文削除)

第30条(取締役の責任限定契約)

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役および監査役会 第31条~第38条(現行どおり)

現行定款	変更案
第38条(監査役の責任免除) (条文省略) ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定 により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額ま	第 <u>39</u> 条(監査役の責任免除) (現行どおり) (条文削除)
たは法令が想定する額のいずれか高い 額とする。 (新設)	第40条 (監査役の責任限定契約) 当会社は、会社法第427条第1項の規定 により、監査役との間で、会社法第423 条第1項の賠償責任を限定する契約を 締結することができる。ただし、当該契 約に基づく賠償責任の限度額は、法令 に定める最低責任限度額とする。
第 <u>39</u> 条~第 <u>45</u> 条(条文省略)	第 <u>41</u> 条〜第 <u>47</u> 条(現行どおり)

Ⅱ 監査役の選任

監査役

再任予定監査役(就任予定日 平成 27 年 8 月 28 日) 監査役 宮崎 修五

以上